様式第８号

令和　　年　　月　　日

守口市長　西端　勝樹　様

　　　　　　　　　　　　　　　（共同事業体の代表事業者）

所在地

法　　人　　名

代表者　　　　　　　　　　　㊞

**共同事業体届出書兼委任状**

令和４年度地域生活支援拠点等施設整備事業による公募型プロポーザルに参加するに当たり、以下のとおり共同事業体を結成し、守口市との間における下記事項に関する権限を代表事業者に委任します。

　なお、代表事業者は、各構成員を取りまとめ、本公募型プロポーザルの参加に係る一切の責任を負うとともに、優先交渉権者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同事業体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負います。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同事業体の名称 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 代表事業者（受任者） |  |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員（委任者） |  |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員（委任者） |  |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 | ㊞ |

（受任者へ委任する権限）

１　本公募型プロポーザルの参加申込に関することについて

２　契約に関することについて

３　貸付料の支払いについて

４　その他応募及び契約手続に関することについて

※共同事業体の構成員が２者を超える場合は、この様式に準じて構成員欄を増やして作成すること。

様式第９号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≪参考様式≫

共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、令和４年度地域生活支援拠点等施設整備事業による公募型プロポーザルにおいて応募する・短期入所・児童発達支援・障害児相談支援・その他任意事業として提案する事業（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　事業体は、事務所を大阪府○○市○○町・・・に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　事業体は、令和４年○月○○日に成立し、本事業を実施するため守口市と締結する土地使用貸借契約期間の満了後 ３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業の受託者となることができなかったときは、事業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　事業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　所

法人名等

代 表 者

住　　所

法人名等

代 表 者

住　　所

法人名等

代 表 者

（代表者の名称）

第６条　事業体は、○○○○（団体名）を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　事業体の代表者は、本事業の履行に関し、事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、守口市と折衝する権限並びに本事業に係る応募書類の提出、契約の締結、貸付料の支払い及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本事業の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の履行に当たるものとする。

（構成員の責任等）

第９条　各構成員は、本事業の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　本事業の履行に係る各構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、守口市長及び構成員全員の承認がなければ、契約締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第10条　事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに本事業について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は、守口市長及び構成員全員の承認がなければ、事業体が本事業を受託期間満了までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、守口市長の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して本事業を履行する。

（構成員の除名）

第14条　事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、本事業履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び守口市長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが本事業履行途中において破産又は解散した場合は、第13条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第16条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び守口市長の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（構成員の加入）

第17条　第13条から第15条までの規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第13条第２項の規定にかかわらず残存構成員全員及び守口市長の承認を得て、新たな構成員を事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　事業体が解散した後においても、本事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、１通を守口市に提出するものとする。

令和○○年○○月○○日

住　　所

法人名等

代 表 者

住　　所

法人名等

代 表 者

住　　所

法人名等

代 表 者

別 表

○○共同事業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名（団体名） | 業務分担 | 出資金・出資割合 |
| （代表者）  法人名　○○○ | １ ○○に関すること  ２ △△に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| （代表者）  法人名　○○○ | １ ○○に関すること  ２ △△に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| （代表者）  法人名　○○○ | １ ○○に関すること  ２ △△に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |

注１　上記「業務分担」については、契約締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注２　本協定書第９条第３項の定めるところにより、上記責任分担表は、守口市長及び構成員全員の承認がなければ、契約締結後に変更することはできない。